兵庫県公報

令和元年12月6日 金曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

ページ

○ 争議行為を行う旨の通知(労政福祉課)

1

告示

兵庫県告示第639号の2

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、令和元年11月29日に、神戸市中央区新港町5-2神戸ポートオアシス405全日本港湾労働組合関西地方神戸支部執行委員長碓氷良介から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和元年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

全日本港湾労働組合関西地方神戸支部が主張する次の事項について 不当処分(交通事故を巡る賃金カット)の撤回

2 日時

令和元年12月10日 (火) 午前0時以降、争議解決に至るまでの期間

3 場所

神戸市交通局魚崎営業所 神戸市東灘区魚崎浜町32-2

神戸交通振興株式会社 同 市長田区松野通1-2-1 新長田地下鉄ビル

4 概要

上記の事業所及び職場において、抗議行動ほか、全ての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を行う。